

基補発 0329 第 1 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 6 年 3 月 29 日付け基発第 28 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 初診料、再診料

健康保険において初診料及び再診料の診療報酬点数が改正されたことを考慮し、労災保険における初診料及び再診料を、それぞれ 3,850 円、1,420 円としたこと。

診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の別表第一医科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の初診料の注 5 ただし書き又は再診料の注 3 に該当する場合は、それぞれ 1,930 円、710 円を算定できるとしたこと。

初診料について、紹介状なしで受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合は、1,850 円を算定するとしたこと。

歯科、歯科口腔外科の再診料について、他の病院（病床数 200 床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合は、1,020 円を算定するとしたこと。

2 リハビリテーション

健康保険において、疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を

把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、実施者を明確化した評価体系に見直しがされたことを受け、労災診療費においても同様の評価体系に見直しをしたこと。

3 術中透視装置使用加算

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に中足骨、鎖骨、骨盤を追加し、骨盤の対象手術に骨盤骨折非観血的整復術（K121）、腸骨翼骨折観血的手術（K124）、寛骨臼骨折観血的手術（K124-2）、骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。）（K125）を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

4 労災電子化加算

令和8年3月診療分まで措置するものであること。なお、当該取扱は令和6年4月1日診療分から適用すること。

5 職場復帰支援・療養指導料

（1）新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状の場合の見直し

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、今後は、新型コロナウイルス感染症に限定しない感染症を対象とした恒常的な対策へと見直されることに伴い、「③新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状の場合」の区分を見直し、今後は「②その他の疾患」の要件及び点数で算定することとしたこと。

（2）指導管理箋について

上記（1）を踏まえ、当該項目専用に設けた指導管理箋（様式5及び6）を削除するものであること。